

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計として、愛知県内の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象と方法

この調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の農業、林業、漁業、一般公務を除く「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約1,900事業所を対象として実施しています。

結果の算定は、一定の復元方法により5人以上規模の全事業所に対応するよう推計したものです。なお、事業所規模5人以上には、事業所規模30人以上を含んでいます。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与とは、賃金、給料、手当、賞与の他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもの（税込み）をいいます。

「現金給与総額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことで、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分かれます。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、「所定外給与」を含む給与のことで。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」を除いた給与のことで。

「所定外給与」とは、「きまって支給する給与」のうち時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当等のように所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与のことで。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に実際に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものや、賞与等のように支給条件が定められていてもその額の算定方法が決定されていないもの、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、支給事由の発生が不確定なものなどのことで。

(2) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで。

有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日数になりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日数になります。

(3) 実労働時間数

実労働時間数とは、常用労働者が実際に労働した時間数のことで。

休憩時間は含まれませんが、運輸関係労働者によく見られる手待時間は含まれます。

また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は実労働時間数に含まれません。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことで。出張期間中や保険会社の外務員などは、所定労働時間だけ労働したものとみなし、所定内労働時間に計上します。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などの実労働時間数のことで。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことです。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

ウ 重役・理事などの役員のうち、常時出勤して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が短い者のことです。

4 指数の改訂

(1) 基準年の変更

2022年1月分結果から、各指数の基準年を2015年から2020年に更新し、2021年12月分までの指数については、2020年平均が100となるように遡及改訂を行いました。

基準時更新では原則として、増減率の遡及改訂は行いません。ただし、消費者物価指数の基準改定では、2021年1月から2020年基準における前年同月比が用いられているため、実質賃金については、2021年1月分から12月分までの増減率の遡及改訂を行いました。

(2) 常用雇用指数の改訂

2024年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われました。それに伴い、基準年（2020年）の常用雇用指数が100となるように、2024年4月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂しています。また、2024年1月から3月までの伸び率についても、改定後の指数で再計算しています。

5 利用上の注意

(1) 実質賃金指数の算出に当たっては、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」結果の2020年基準消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（名古屋市））を使用しています。

(2) 前年比・前年同月比は、実数による算出がギャップ修正されていないため、指数により算出しています。そのため、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。

(3) 2024年1月分結果から、賃金、労働時間及び出勤日数の前年同月比等については、2023年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しません。

(4) 統計表の符号について

「－」該当数値なし

「0」単位未満

「△」マイナス

「X」調査事業所が2以下のため秘匿

「r」訂正数値

(5) 全国数値については、厚生労働省「毎月勤労統計調査結果速報」の値です。「全国（調査産業計）」には「鉱業、採石業、砂利採取業」が含まれます。